

環境

空き地などの管理は所有者・管理者などの責任で

担当：環境事業課美化対策グループ ☎870-9632

空き地などに雑草が繁茂すると、害虫発生の原因などになりますので、空き地などの所有者・管理者は適正管理に努めてください。草刈機の無料貸し出しも行っていきます。

●環境美化運動

毎年、自治会などの協力で、河川、広場、周辺道路など日常生活における共用施設の清掃、除草などの美化運動を推進していますので、ご協力ください。

●はち・衛生害虫でお困りの場合

防護服の貸し出し、駆除業者の紹介などを行っています。

●公害についての相談

担当：環境政策課公害対策グループ ☎870-9621

工場・事業場から発生する大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動などでお困りの場合の相談を受け付けします。

●公害防止関係についての届け出

法律や条例で定められた施設(機械)を設置するときや、建設工事をするときは事前に届け出が必要です。

墓地

●飯盛霊園組合 四條畷市大字下田原448番地 ☎0743-78-1195 FAX0743-78-1196

広域行政の一環として近隣4市(大東市・四條畷市・門真市および守口市)で構成する飯盛霊園が設置されています。墓所使用者を募集するときは、広報「だいとう」でお知らせします。

産業・経済

中小企業支援

担当：産業労働課商工労働グループ ☎870-4013

●大阪府中小企業資金融資制度

市内で事業を営む人へ必要な事業資金のあっせんを行います。

●大東市事業資金融資信用保証料補助制度

大阪府制度融資(小規模資金)を利用し、融資実行後3カ月以内の事業者(市内に住所・事業所を有する)に対し信用保証料の2分の1(5万円を限度)を補助します。

●だいとう産業活性化センター

詳しくは108ページをご覧ください。

就職支援、森林・農地

●ワークサポート大東

担当：産業労働課 ☎870-4013

仕事の相談と紹介などを行っています。詳しくは107ページをご覧ください。

●森林の伐採届

担当：産業労働課 ☎870-4013

森林区域内の立木を切るには、事前に府知事の許可または、届けが必要です。

●農地の取得・賃借

担当：農業委員会 ☎870-9620

農地を耕作目的で取得したり借りるためには、農業委員会または府知事の許可が必要です。

なお、その取得または借りる農地を含めて、20アール以上の耕作面積にならなければ取得したり借りたりすることはできません。

●農地の転用

担当：農業委員会 ☎870-9062

農地を宅地や工場敷地などに転用する場合は、必要な手続きをしなければなりません。

市街化調整区域にある農地を転用する場合は、府知事の許可が必要です。

また、市街化区域内にある農地を転用する場合は、事前に農業委員会に届けなければなりません。

●農地の改良

担当：農業委員会 ☎870-9062

農地の形状を変更(客土)して、農地として利用する場合には事前に農業委員会に形状変更の届け出をしましょう。